

平成 21 年 5 月 26 日現在

研究種目：若手研究（スタートアップ）

研究期間：2007～2008

課題番号：19820004

研究課題名（和文） 末期鎌倉幕府特権的支配層・鎌倉幕府直轄領の総合的研究

研究課題名（英文） A general study of the rule layer of the terminal Kamakura Shogunate special privilege / Kamakura Shogunate direct control territory

研究代表者

清水 亮 (SHIMIZU RYO)

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：90451731

研究成果の概要：

末期鎌倉幕府の意志決定を行う「特権的支配層」の所領分布を鎌倉時代の古文書史料の範囲では、ほぼ完全に収集し、「特権的支配層」の連合による鎌倉幕府の列島支配の具体相を明らかにする土台を築いた。

さらに越後國小泉荘の現地調査と中世史料・近世・近代絵図の分析によって「特権的支配層」の所領形成が現地の在地領主の一族結合の矛盾を引き起こす具体相を明らかにした。

また、鎌倉幕府直轄領常陸国真壁荘の現地調査によって、中世前期在地領主の多様な社会的機能に基づき、領主館のあり方も多様化していたことを明らかにした。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,140,000	0	1,140,000
2008年度	1,170,000	351,000	1,521,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,310,000	351,000	2,661,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：日本史

キーワード：末期鎌倉幕府特権的支配層・鎌倉幕府直轄領・町場・館・在地社会

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 末期鎌倉幕府の意志決定を行う「特権的支配層」のメンバーについては近年明らかにされたが、彼らの所領分布、所領形成の契機、所領分布と幕府政策との関係が明らかになっていないという研究状況を認識していた。

(2) 鎌倉幕府直轄領の内部構造については、現状の研究段階では必ずしも具体化されているとはいえ、現地調査に基づき明らかにしていく必要性を認識していた。

## 2. 研究の目的

(1) 末期鎌倉幕府の「特権的支配層」の所領形成の時期・所領形成を担保する正当性・所領分布、所領形成に伴う在地社会の変動のあり方を明らかにする。

(2) 鎌倉幕府直轄領における在地領主支配のあり方を現地調査に基づき、具体化する。

## 3. 研究の方法

(1) 「末期鎌倉幕府特権的支配層」の所領の事例を鎌倉時代の古文書集である『鎌倉遺文』、南北朝期の古文書集である『南北朝遺文』、鎌倉期の公家の日記や各地の自治体史などの総めぐりによる、徹底的な史料収集と、「特権的支配層」の所領形成と在地社会の関係を明らかにする上で好個の素材と予想される個別所領故地での現地調査によって明らかにする。

(2) 鎌倉幕府直轄領における在地領主支配のあり方を現地調査に基づき、具体化する。

## 4. 研究成果

(1) 鎌倉時代の古文書を集成した『鎌倉遺文』による末期鎌倉幕府「特権的支配層」の所領事例をほぼ採集し、分析段階に入っている。今後は、南北朝期の文書にみえる「特権的支配層」の所領の痕跡、公家の日記にみえる「特権的支配層」の所領の事例を検索し、土台となるデータをさらに充実させたい。

(2) 末期鎌倉幕府「特権的支配層」の所領が形成された越後国小泉荘で現地調査を行い、「特権的支配層」の勢力浸透に伴い、現地の領主一族の関係が変動し、「特権的支配層」に反発する者と「特権的支配層」に接近する者に在地領主の一族が分裂し、「特権的支配層」の所領形成が、在地社会に矛盾を惹起する様相を文書史料と現地踏査によって明らかにした。この成果は2010年5月に論文として発表する予定である。

(3) 鎌倉幕府直轄領の内部構造を在地領主の社会的機能と関連づけて明らかにするために、常陸国真壁荘故地を現地調査し、その様相を明らかにし、論文として発表した。その結果、在地領主が持つ①開発の指導者、②流通経済を掌握する「町場」の長者、③地域の安寧を担保する寺社の保護者、という社会的機能と所領の立地に合わせて多様な形態の館が中世前期に設営されたのであり、従来のように領主館の形態を一意的に理解することは妥当ではない、という中世前期領主館と在地領主の社会的機能の連動性を明らかにした。

(4) 文永年間に鎌倉幕府によって出された武家徳政令について再検討を加え、従来、いわれてきた貨幣経済の浸透、飢饉の影響などに基づく社会変動から御家人を救済する目的だけでなく、直接的にはモンゴル帝国の襲来情報に対応して軍事基盤を確保しようとした幕府の軍事立法であったことを明らかにした。また、軍事最優先の幕府政策によって、武家社会において女性が差別される端緒が、この武家徳政令によって開かれたことを明らかにした。この成果は、来年度刊行予定の論文集に掲載される予定である。

(5) 織田信長の嫡男信忠が、三位中将という公家社会の上級官職につきながらも、織田家中では「秋田城介」と呼ばれつづけたことに着目した。そして、「東夷」を成敗する秋

田城介の職掌が、織田政権にとっての「東夷」である武田氏討伐司令官として認識されたため、武田氏と対峙する尾張・美濃を支配し、武田氏との戦闘において圧倒的な成果をあげた信忠が、武田氏を討伐する「秋田城介」と呼ばれ続けたことを明らかにした。

〔図書〕(計 1 件)  
佐藤和彦・山田邦明・伊東和彦・角田朋彦・清水亮編『南北朝遺文 関東編 第二巻』(324 頁、東京堂出版、2008)

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

- ① 清水亮「中世真壁郡域研究の進展にむけて」(『地方史研究』334、19-21、2008、査読有り)
- ② 清水亮「『秋田城介』織田信忠考」(『懸樋抄』、35-42、2008、査読無し)
- ③ 清水亮「院政期・鎌倉期の常陸国真壁氏とその拠点」(『茨城大学中世史研究』6、1-10、2009、査読無し)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

清水 亮 (SHIMIZU RYO)

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：90451731

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し